

介護老人保健施設 アメニティ国分

高齢者虐待防止に関する指針

基本理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、介護老人保健施設アメニティ国分の基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

1. 施設における虐待の防止に関する基本的な考え方

ここにいう高齢者とは、65 歳以上の高齢者に限らず、施設入所、短期入所、通所リハ、訪問リハ利用者すべてを指す。高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり高齢者車虐待防止法に示す通り、その防止に努めることは極めて重要である。

当施設では「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、虐待の未然防止、早期発見・迅速且つ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じる。

以下にあげる高齢者虐待の背景要因について充実を図り、またそれらの要因が相互に作用し状況が悪化する事のないよう、職員個人の問題としてではなく、施設全体の問題として虐待のない環境づくりを目指す。

《養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因》

- 1 組織運営
- 2 チームアプローチ
- 3 ケアの質
- 4 倫理観とコンプライアンス
- 5 負担・ストレスと組織風土

また、事業所は契約上の義務として利用者の生命及び健康の安全に配慮する義務を負うものであり、全職員は下記の点について努力する。

- 1 基本的介護技術の習得と介護ルールの厳守
- 2 虐待に対する早期発見と改善
- 3 虐待等発生時の報告
- 4 虐待防止に関する研修会への参加

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当施設では「高齢者虐待」を次の5つに分類して整理する。

(1) 身体的虐待

暴力行為などで身体にあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

【具体例】

平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる
ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする 等

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

【具体例】

入浴しておらず異臭がする。髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり、使わせない
同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること 等

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。

【具体例】

排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて子どものように扱う
高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること

【具体例】

排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
キス、性器への接触、セックスを強要する 等

(5) 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

【具体例】

日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
本人の自宅等を本人に無断で売却する
年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等

また、高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組みとして、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

- (1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み
- (2) 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み
- (3) 管理職と職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み
- (4) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み
- (5) 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知

2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

1) 虐待防止検討委員会の設置

委員会は、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討し、管理者を含む幅広い職種で構成する。

2) 虐待防止検討委員会の構成委員

委員会の責任者として委員長を置き、これを当施設の施設長が努める。また副委員長は委員長が任命し「虐待の発生またはその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者」（以下、虐待防止等担当者）とする。各構成員の役割は下表のとおりとする。

構成員	役割
施設長(委員長)(責任者)	虐待における諸問題の最高責任者 虐待防止に関する措置を適切に実施するための最高責任者
虐待防止等担当者(副委員長)	施設長が任命し、議長を務める 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者
事務課長	虐待防止措置の周知、推進管理
看介護課長	虐待防止措置の周知、推進管理 医師との連携 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
リハビリ課長	虐待防止措置の周知、推進管理 機能面からの専門的指導・助言
栄養課長	虐待防止措置の周知、推進管理 利用者の状態に応じた食事の工夫
相談課長	利用者・家族等への説明、相談対応
ケアマネジャー	利用者・家族等への説明、相談対応
居宅介護支援事業所	利用者・家族等への説明、相談対応 地域における虐待の未然防止と早期発見
訪問介護事業所	利用者・家族等への説明、相談対応 地域における虐待の未然防止と早期発見

(その他必要に応じ施設長により委員を指名する。)

3) 委員会の開催

委員会は、3ヶ月に1回以上開催する。(4月、7月、10月、1月)身体拘束等適性化検討委員会と共催とする。虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

4) 委員会における検討事項

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関する事
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事
- ③虐待の防止のための研修計画に関する事
- ④虐待予防・早期発見に向けた取組(相談・報告できる体制整備)に関する事
- ⑤虐待を把握した場合の対応に関する事

⑥虐待が発生した場合、その原因分析と再発防止策に関すること

5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項については議事録その他の資料を作成し、周知徹底を図る。

3. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 全職員を対象とした定期的な研修の実施（年2回以上）※身体拘束等適性化に関する職員研修と同時開催とする
- ② 新規採用時には、虐待等の防止をはかるための研修を実施する
- ③ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管
- ④ 研修の欠席者、未受講者へのフォローを行う

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1) 虐待の発見及び通報

- ①職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。虐待防止等担当者は、施設・事業所において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに虐待防止責任者(施設長)へ報告する。委員長は虐待防止検討委員会を開催し、虐待防止責任者(施設長)へ報告すると共に速やかに市町村へ通報しなければならない。
- ②利用者等に虐待が疑われる場合は、速やかに委員会の構成員に報告する。この際、方法・様式、報告する委員会構成員は問わず、匿名でも伝えることし、報告を受けた委員会構成員は委員会委員長に報告する。その報告や解決等の手順は、『高齢者虐待発生対応マニュアル』に準ずる

2) 虐待に対する職員の責務

施設内における高齢者虐待は、外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は、日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

虐待が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針の4. 1) 及び2) に準ずる

6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の

関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する
- ③ 対応の結果は相談者にも報告する

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

- (1) 当該指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示またはホームページ上で公表する。
- (2) この指針の掲示及び公表について、施設長の責任において管理する。

9. その他虐待防止の推進のために

- 1) 本指針を踏まえて「高齢者虐待防止対応マニュアル」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努める。 参考：鹿児島県高齢者虐待防止の手引き（鹿児島県 平成 26 年 7 月）
- 2) 虐待の疑いがある利用者に対して、行政窓口への相談報告、ショートステイや通所リハ利用者の場合は居宅ケアマネジャーに報告し、虐待の早期発見に努める。
- 3) 外部研修の機会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護に関わる研鑽を常に図ることとする。

～参考 URL～

「高齢者虐待防止の手引」について

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/gyakutai/tebikih2607.html>

高齢者虐待の状況の公表について

高齢者虐待防止に向けた取組について

<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/koreisya/gyakutai/index.html>

附 則

- ・この規定は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- ・令和 7 年 4 月 1 日更新
- ・令和 7 年 9 月 1 日更新